

## 債務免除益における経済的利益の課税問題

——倉敷青果荷受組合事件における最高裁判所判決を中心として——

田 邊 正

### 抄録

本稿では、債務免除益における経済的利益の課税問題について検討する。債務免除益は贈与とみなされ、課税がなされることが前提であるが、課税の取扱いにあたって、様々な解釈が存在する。そこで、倉敷青果荷受組合事件における最高裁判所判決を中心として検討する。ここで、改正前の所得税法基本通達 36-17 にもとづいて、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かが問われることになる。最高裁判所判決では、本件債務免除益を雇用契約に類する役務の対価として、功勞への報酬等の観点をも考慮して臨時的に付与された給与とみなすべきと述べている。この最高裁判所判決について債務免除益における経済的利益を検討するわけだが、単に担税力だけではなく、租税負担力配慮の原則との関係についても考察したい。

キーワード：債務免除益 倉敷青果荷受組合事件 租税負担力配慮の原則 所得税法基本通達 36-17

### はじめに

民法第 519 条において、債権の免除とは、「債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示したときは、その債権は消滅する。」とある。債権者からは債権放棄であり、債務者からは債務免除となる。債務免除益における経済的利益には、課税がなされることが前提であるが、改正前の所得税法基本通達 36-17 にもとづいて、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると判断されれば課税がなされない。そのため、様々な解釈を巡って、裁判所では判決がなされてきた。

本稿では、倉敷青果荷受組合事件における最高裁判所判決を中心に検討する。組合の理事長にあたる個人が、48 億 3,682 万 1,235 円の借入金があり、この債務免除を受けた場合、裁判所が主張する所得税法第 28 条 1 項の賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するのか、改正前の所得税法基本通達 36-17 にもとづいて、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると判断されるのかということを問う。

本稿では、まず、債務免除益における経済的利益において、債務免除益の性質と租税負担力配慮の原則について説明する。次に、上述した倉敷青果荷受組合事件による最高裁判所判決の

事実と判旨について説明する。そして、この最高裁判所判決について検討してみたい。最後に、債務免除益における経済的利益の問題点として、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かの判断の問題と租税負担力配慮の原則との関係について検討する。

## 1. 債務免除益における経済的利益

### (1) 債務免除益の性質

民法第519条において、債権免除とは、「債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示をしたときは、その債権は消滅する。」とある。したがって、債権者から債務免除する意思表示を受けた場合、債務者に免除を受けた金額に相当する経済的利益が発生することになる。この経済的利益が債務免除益である。課税の取扱いにあたって、様々な債務免除益の解釈が存在する。当然、債権放棄するにあたって何か利点がない限り、債権者は通常債務免除を実行することはない。

債務免除益と類似して比較されるのが、贈与と受贈による経済的利益である。民法549条において、贈与とは、「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」とある。ちなみに、平成29年度の改正によって、他人の財産を与える契約も有効に成立すると解釈され、「自己の財産」から「自己の」の箇所が削除されることとなった。財産の無償贈与があった場合、受贈者は財産の無償受贈を受けた金額に相当する経済的利益が発生する。これは、低廉贈与も同様である。しかし、後述するが、課税上の取扱いとして、受贈者が法人であれば、みなし譲渡として取扱われ、贈与者にも取得価額と時価との差額であるキャピタル・ゲインを経済的利益として課税されることになる。ここに、民法と税法による経済的利益の捉え方に乖離があることが解る。

ただ、課税当局の見解として、「対価を支払わないで、又は著しく低い対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合には、その利益を受けた人が、債務免除等が行われた時にその債務免除等に係る債務の金額を、その債務免除等をした人から贈与により取得したものとみなされる。」と述べている<sup>1</sup>。このことは、債務免除益は受贈益と同様の取扱いであるというように捉えることが出来る。

この文言に続き、「しかし、債務免除等による利益を受けた場合であっても、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、債務の免除を受けた又は債務者の扶養義務者に債務の引受け又は弁済をしてもらったときは、その債務の弁済をすることが困難である部分の金額については、贈与により取得したものとみなされない。」とも述べている<sup>2</sup>。これは、債務免除を受けた者に返済能力が無ければ、債務免除益は受贈益として取扱わないと捉えることが出来る。したがって、債権放棄するにあたって、何か利点がない限り、債権者は債権放棄を通常実行することはないわけだが、返済能力を有しない債務者の債権放棄を受ける場合も稀にあり、返済能力の側面から、二種類の債権放棄及び債務免除が存在すると解釈することが可能である。

---

1 国税庁HP「No.4424 債務免除等を受けた場合」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4424.htm> (最終検索日: 2021年7月8日) .

2 国税庁HP「No.4424 債務免除等を受けた場合」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4424.htm> (最終検索日: 2021年7月8日) .

債権とは、人が他人に対して一定の給付及び行為を要求することを内容とする権利のことである<sup>3</sup>。一方、債務とは、債権に対応する責務である<sup>4</sup>。ただし、現行の民法で債権及び債務の定義は規定されていない。

例えば、現金を貸付けた場合、貸付金という債権が債権者に発生する。この貸付金に対応して、現金を借入れた場合、借入金という債務が債務者に発生することになる。そこで、債務としての借入金は、借入の時点で現金による収入がある。この時点で借入金を所得として取扱うか否かという論点がある。社会通念上、借入金を所得として取扱うことはない。しかし、税務上の取扱いでは、借入の時点での現金による収入は、所得として取扱うべきではないという規定は存在しない。これらには、二つの解釈がある<sup>5</sup>。

まず、所得税法第36条1項において、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」と規定されている。

「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」という箇所に着目すれば、借入の時点で現金による収入金額が生じるわけだが、これを収入金額として課税するのではなく、一方で借入金という債務の金額が生じることから、これらを相殺した金額に課税するという解釈である。したがって、借入れ時点の現金による収入金額と借入金の債務の金額が同額になるため、課税されないことになる。

次に、所得税法第7条1項1号において、「非永住者以外の居住者全ての所得」と課税所得の範囲が規定されており、借入金自体が「全ての所得」に該当しないという解釈である。借入金が全ての所得に該当しないならば、所得税法第36条1項について検討する必要性はない。借入の時点での現金による収入は所得として取扱われぬという前提なので当然のことである。

前述したように、税務上の取扱いにおいて、債務免除益は、贈与を受けたとして受贈益と同様に課税される。個人であれば、所得税法第36条1項による経済的利益として課税がなされる。一方、法人であれば、法人税法第22条2による収益の額について規定がなされている。よって、債務免除益は、益金の金額として算入される。借入の時点での現金による収入と返済した金額を相殺した差額に対して課税されることになる。

ただし、必ず課税されるとは言い難い。債権者が債権放棄をする場合、債務者が債務超過に陥り債権の回収の見込みが殆どないということで債権放棄して損金に算入するということが多々ある。いわゆる貸倒れである。法人税法基本通達9-6-1(4)では、「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額」と規定されている。このように、債権放棄であっても債権者が課税されないこともある。

---

3 河井 健 『民法概論3債権総論』有斐閣 2002年 1頁。

4 河井 健 同上書 3頁。

5 増井良啓 「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題(上)」 『ジュリスト』 No.1315 2006年7月1日 192頁。

そして、相続税法第8条では、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合、債務の免除を受けた又は債務者の扶養義務者に債務の引受け又は弁済をしてもらったときは、その債務の弁済をすることが困難である部分の金額については、贈与により取得したものとみなされないとしている。したがって、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難であれば、債務免除益には課税はなされないということになる。法人であれば、欠損金の繰越控除を適用して、繰越欠損金の金額のうち、債務免除益の金額を損金に算入して課税されない。

このように、債務免除益に関する明確な規定はなく、贈与という捉え方で、他の規定を準用して債務免除益を取扱っている。ただし、債務免除益には所得として取扱われ課税がなされることが前提であり、債務者の資力喪失等が条件で課税がなされないという性質がある。

## (2) 租税負担力配慮の原則<sup>6,7)</sup>

債務免除を受けた債務者は、債務免除を受けた金額に相当する経済的利益が発生しており、これが債務免除益となる。所得税法第7条において課税所得の範囲が規定されている。そのなかで、債務免除益は、非永住者以外の居住者の全ての所得に該当され、課税されることになる。そして、所得税法第36条1項において、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額という箇所から、債務免除を受けた金額に課税されることになる。

憲法14条第1項では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されている。租税公平主義にもとづいて、税負担は国民間で担税力に即して公平及び平等に配分されなければならない<sup>8)</sup>。ここでいう公平というのは、水平的公平というのではなく、垂直的公平のことを示している。租税の納付に関する能力は、個人の経済力に比例すると考えられる<sup>9)</sup>。公平な税とは、経済力にもとづいた担税力に応じたものでなければならないというのが原則となっている<sup>10)</sup>。

債務免除益は、担税力に即した課税がなされることになる。担税力とは、租税を負担する能力のことである。債務免除益は所得として課税されるので、債権者が債権放棄をした時点では、債務者には担税力を有すると解釈されている。

富岡幸雄中央大学名誉教授は、課税所得の概念構成及び計測にあたって、租税支払能力を配慮するとともに、租税負担力を配慮することが要請されると述べている<sup>11)</sup>。租税負担力配慮の原則とは、税務上の負担能力主義のうち租税負担力の配慮を指向した税務会計思考である。そして、課税所得の概念構成及び計測にあたって、所得の発生要因と実態、その性格及び形成の態様等を考慮して、租税負担力に配慮することになる。

受贈益ならびに債務免除益は課税されることになるが、その性質、利益供与者の目的、動機、

6 租税負担力配慮の原則について、富岡幸雄中央大学名誉教授が、『税務会計学原理』のなかで詳細に説明している。

7 富岡幸雄 『税務会計学原理』中央大学出版部 2004年 914～939頁。

8 金子宏 『租税法〔第17版〕』弘文堂 平成24年 80頁。

9 川田剛 『十一訂版租税法入門』一般財団法人蔵財務協会 平成27年 46～47頁。

10 川田剛 同上書 47頁。

11 富岡幸雄 前掲書 914頁。



内容によって、租税負担力に配慮するならば、特別に課税がなされない場合もある。富岡教授は、「一般的には経済的利益の受入高として課税益金を構成することを建前としている。」と述べている<sup>12</sup>。建前という用語は、債務免除益を所得として課税されることにおいて適切な表現かもしれない。また、法人税法上、受贈益及び債務免除益が、課税がなされないように益金の金額の計算に関する規定の構成において特例事項として取扱われ、その特異な性格を形成するものとして重要な地位を占めているとも述べている<sup>13</sup>。このように、課税がなされない場合というのは、当然であるが説明し難い特殊な取扱いであるとも解釈される。

## 2. 判例における債務免除益の課税の是非

### (1) 倉敷青果荷受組合事件における最高裁判所判決<sup>14</sup>

#### 〔事実〕

岡山県内の青果荷受組合 X (上告人) は、青果物その他の農産物及びその加工の買付けを主たる事業とする権利能力のない社団である。昭和 56 年に、A は、青果荷受組合 X の専務理事に着任した。当時、バブル景気の追い風もあり、A は青果荷受組合 X 及び金融機関から複数回にわたって借入金をしており、その金員で有価証券の売買取引を繰り返していた。

しかし、バブル崩壊によって、借入金の弁済が困難となり、青果荷受組合 X に巨額の債務免除を求めた。平成 2 年 12 月以降、青果荷受組合 X は、A の借入金に対する利息分を免除したが、借入金の元本には応じなかった。その後、平成 6 年に、A は青果荷受組合 X の理事長に就任している。

平成 19 年の時点で、A の青果荷受組合 X に対する借入金は 55 億 6,323 万 934 円であった。青果荷受組合 X は、A 及び元妻の所有する不動産 7 億 2,640 万円 9,699 円を買取って借入金金額と相殺した。そして、青果荷受組合 X は、A の借入金残額の 48 億 3,682 万 1,235 円を免除した。

しかし、平成 22 年 7 月 20 日付けで、所轄税務署長は、本件債務免除益を A に対する賞与等に該当するとして、平成 19 年 12 月分の源泉所得税につき、18 億 3,550 万 6,244 円とする納付通知処分と加算税 1 億 8,355 万円とする不納付加算税を賦課決定処分とした。

改正前の所得税法基本通達 36-17 が A に適用されるとして、本件債務免除益は、債務免除益のうち債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に該当することから、青果荷受組合 X は免除を認めたのである。しかし、これは A と同意確認した事実があり、本件債務免除益が納税告知処分の対象であるならば、A と確認した前提条件に錯誤があるので、本件債務免除益は無効であると主張した。

#### 〔判旨〕

主文本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

12 富岡幸雄 同上書 922頁。

13 富岡幸雄 同上書 923頁。

14 裁判所HP「平成29年(行ヒ)第209号納税告知処分等取消請求事件」[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/998/087998\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/998/087998_hanrei.pdf) (最終検索日: 2021年7月8日)を参照して、事実と判旨を纏めている。

原審では、本件債務免除益について、所得税法第28条1項における賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するとした。Aが得た経済的利益は、12億8,479万1,053円であり、平成19年12月分の源泉所得税の金額は4億8,573万4,304円であるとし、所轄税務署長が下した処分のうち、上記の源泉所得税の金額を超えない部分及び不納不加算税の賦課決定処分の同部分に係る金額については適法であるとした。

申告納税方式における納税義務の成立後、錯誤無効を認めて納税義務を免れることは、納税者間の公平を害し、租税法律関係を不安定にする。したがって、法定申告期限を超過して、錯誤無効を主張することは許されない。源泉徴収制度における源泉徴収義務者についても同様に、他の租税債権債務関係よりも早期の安定が予定された制度であることから、法定納付期限を超過して、錯誤無効の主張をすることは許されない。

しかし、原審で上記の判断を是認することはできないとしている。給与所得に係る源泉所得税の納税義務を成立させる支払の原因となる行為が無効であり、それによって生じた経済的効果が消滅する場合、税務署長は、その支払いを前提として納税告知はできないと解する。そして、一定期間内の錯誤無効の主張に関する法令は存在しないため、法定納付期限を超過して、源泉所得税の納付義務が確定するわけではない。したがって、給与所得に係る源泉所得税の納税告知処分について、法定納付期限が経過したから、錯誤無効を主張して、その適否を争うことは許されないという理由はないとした。

法定納付期限を超過して、青果荷受組合X（上告人）が、本件債務免除の錯誤無効を主張すること自体が許されないという原審の判決には、法令の解釈適用を誤った違法であるとしている。しかし、納税告知処分が行われるまでに、本件債務免除益による経済的成果が無効であるということについて失われた主張はしておらず、青果荷受組合X（上告人）の主張から本件各部分を違法とはいえない。したがって、本件各部分が適法であるとした原審は、是認することが出来る。論旨は、採用することが出来ず、裁判官全員一致で、主文どおり、「本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。」と判決した。

## (2) 倉敷青果荷受組合事件における最高裁判所判決の検討

青果荷受組合Xとは、倉敷青果荷受組合のことである。現在、倉敷青果荷受組合は、クラカコーポレーションとして業務経営を行っている。倉敷地域では、クラカグループという名称で一般的に周知されており、カット野菜の製造及び販売、不動産事業、レジャー事業等を手掛けている。1932年に、吉田商店として創業した。その後、1942年に、青果物の卸売を行う倉敷青果荷受組合を設立した<sup>15</sup>。この最高裁判所判決は、倉敷青果荷受組合事件とよばれている。

前述したように、倉敷青果荷受組合は、後に理事長に就任したAに対して度重なる貸付をしていた。同時に、Aは金融機関からも借入をしていた。この金員を株式等への投機に運用していたのである。しかし、バブル崩壊後、弁済が困難となったため、倉敷青果荷受組合に債務免除を求めた。しかし、倉敷青果荷受組合は、Aの借入金に対する利息分を免除したが、借入

---

15 クラカグループHP「クラカグループ沿革」<https://kuraka-g.com/gaiyou/enkaku.html>（最終検索日：2021年4月28日）。

金の元本には応じなかった。

平成19年の時点で、倉敷青果荷受組合のAに対する貸付金は55億6,323万934円であった。倉敷青果荷受組合は、A及び元妻から所有する不動産7億2,640万円9,699円を買い取って貸付金の金額と相殺した。そして、Aの借入金残額の48億3,682万1,235円を債務免除した。

しかし、平成22年7月20日付けで、所轄税務署長は、本件債務免除益をAに対する賞与に該当するとして、平成19年12月分の源泉所得税につき、18億3,550万6,244円とする納付通知処分と加算税1億8,355万円とする不納付加算税の賦課決定処分をした。

要は、倉敷青果荷受組合が、Aの借入金残高の48億3,682万1,235円を債務免除したが、所轄税務署長は、本件債務免除益をAに対する賞与等に該当するとして課税したのである。これにともなって、倉敷青果荷受組合は、源泉徴収義務にもとづいて、源泉所得税の負担が生じた。債務免除に応じなければ、このような負担は生じなかったのである。

以前、改正前の所得税法基本通達36-17を適用させ、Aが資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるとして、所轄税務署長が、Aの所得税の更正処分等の不服異議申し立てを収入金額に算入せず課税しなかった経緯があった<sup>16</sup>。倉敷青果荷受組合とAで、改正前の所得税法基本通達36-17が適用される前提で債務免除を認めている。このことは、改正前の所得税法基本通達36-17が適用されなければ、倉敷青果荷受組合は、債務免除には応じなかったと予測される。

まず、本件債務免除益が、Aの賞与等の性質を有するか否かという問題がある。第一審を含め控訴審では、既に本件債務免除益の賞与等の性質を否定している<sup>17 18</sup>。Aが資力を喪失して債務を弁済することが困難であることを明確に述べている。これは、Aが理事長であったことを考慮しても、本件債務免除益は、Aの対価として賞与等とみなすのは相当でなく、賞与等に該当するとは言えない。そのため、倉敷青果荷受組合には源泉徴収義務はないと判決した。要は納税者側の倉敷青果荷受組合の勝訴である。

しかし、第一次上告審及び最高裁判決では逆転判決となる。Aが度重なる借入が可能であったのは、倉敷青果荷受組合の理事長及び専務理事という立場にあったためである。さらに、Aが、その職務を行っていたとみるのが相当で、倉敷青果荷受組合に貢献していた評価が考慮されたと述べている。そして、倉敷青果荷受組合とAの効用契約に類する役務の対価として、功労への報酬等の観点をも考慮して臨時的に付与された給与とみなすべきと述べている。したがって、所得税法第28条1項の賞与又は賞与の性質を有する給与に該当する。

しかし、法人税法基本通達9-2-10において、経済的利益は、損金経理をしてない限り役員等の給与として取扱われない。本件債務免除益は、倉敷青果荷受組合では、貸付金として処理されているため、税務上、役員等の給与として取扱われないのは明確である。

---

16 裁判所HP「平成29年(行ヒ)第209号納税告知処分等取消請求事件」

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/998/087998\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/998/087998_hanrei.pdf) (最終検索日: 2021年9月27日)を参照している。

17 渡辺充「債務免除益と認定賞与」『旬刊速報税理』2015年4月1日号 32～35頁。

18 裁判所HP「平成26年(行ヒ)第167号納税告知処分等取消請求事件」

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/364/085364\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/364/085364_hanrei.pdf) (最終検索日: 2021年9月27日)を参照している。

そして、本件債務免除益の48億3,682万1,235円という金額の問題も問わなければならない。第一審を含め第一次上告審では、Aの功勞への報酬等の観点としているが、この金額が実質基準額と照らし合わせて適切な金額であるかという問題が生じるのではなからうか。賞与又は賞与の性質を有する給与ということで、当時、損金不算入として取扱われるわけだが、48億3,682万1,235円という金額は、倉敷青果荷受組合の規模的なものを鑑みても妥当なものとはいえない<sup>19</sup>。役員等の給与であれば、倉敷青果荷受組合から既に支給され損金経理されていなければならない。その認識が倉敷青果荷受組合になかったことが理解される。

Aが資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かの問題については、A及び元妻が所有する不動産を売却して、その金額をAの借入金額と相殺しており、弁済の意思は見受けられる。そして、以前、所轄税務署長が、Aが資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認めた経緯があった。そして、48億3,682万1,235円という金額は、理事長という役職に就いていたとしても弁済は難しく、倉敷青果荷受組合から借入れて、その運用の失敗によって、債務弁済が困難になったということは、要は組合を私物化していたわけである。

したがって、本件債務免除益については、Aの対価に対する具体的な裏付けもなく、その内容を明確にしなければ、賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するとは言えないと考える。Aの個人的借入による資金調達で、その運用に失敗したために、債務弁済が困難になったとしか言えない。

そして、もう一つの焦点は、最高裁判決で初めて積極的に述べられた法律行為の錯誤無効である。民法第95条では、意思表示は、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは取消することができるとなっている。以前、倉敷青果荷受組合は、源泉徴収税にもとづく税負担がないことが前提で債務免除を認めており、改正前の所得税法基本通達36-17の適用がなければ、本件債務免除益は、錯誤無効であると主張している。

しかし、最高裁判決では、申告納税方式における納税義務の成立後、錯誤無効を認めて納税義務を免れさせることは、納税者間の公平を害し、租税法律関係を不安定にするとして、錯誤無効を主張することは許されないとしている。また、源泉徴収制度については、法定納付期限が経過したから、錯誤無効を主張して、その適否を争うことは許されないとした。

本件債務免除益が賞与又は賞与の性質を有する給与ということであれば、当然、錯誤無効について検討されなければならない。前述したように、最高裁判決では、本件債務免除益が賞与又は賞与の性質を有する給与に該当すると判決していることから、倉敷青果荷受組合の錯誤無効について検討されることになる。本件債務免除益が給与等に該当するうえで、最高裁の判決通り、納税義務の成立後の法定納付期限を経過して、錯誤無効の主張をすることは許されないと考えられる。

しかし、本件債務免除益の48億3,682万1,235円という金額的妥当性、Aの対価に対する適切な報酬金額、Aの資力喪失による債務弁済能力等を考慮すれば、賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するとは言いがたい。Aの個人的借入による資金調達で、その運用に失敗したため

---

19 倉敷青果荷受組合は、権利能力のない社団であり、現在のクラカグループでも全体従業員数359名である。したがって、48億円超という金額は、役員報酬ならびに賞与としても適切なものではない。



に、債務弁済が困難になったとしか言えない。また、損金経理もしていない。このように解釈すると、錯誤無効の問題ではなく、経済的効果が消滅するので、源泉徴収義務がないことから更正の請求となる。

したがって、第一次上告審及び最高裁判決について個人的に妥当性はないと考えている。

### 3. 債務免除益における経済的利益の問題点

#### (1) 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かの問題

改正前の所得税法基本通達 36-17 において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合、債務免除益は収入金額又は総収入金額に算入しないとしていた。

しかし、平成 26 年の税制改正において、改正前の所得税法基本通達 36-17 は、所得税法第 44 条の 2 が規定されたことによって削除された。改正後の所得税基本通達 44 の 2-1 では、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難という意義について規定されている。所得税法第 44 条の 2 で規定が創設されたわけだが、詳細な取扱いが不透明であるため、所得税基本通達 44 の 2-1 に具体的な取扱いを委ねることになる。ここでは、「破産法の規定による破産手続き開始の申立て又は民事再生法の規定による申立てをしたならば、破産法の規定による免責許可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定がされると認められるような場合」と明記されている。

前述した倉敷青果荷受組合事件では、改正前の所得税法基本通達 36-17 に準じており、現役の理事でありながら、A が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるとして、所轄税務署長が、A の所得税の更正処分等の不服異議申し立てを収入金額に算入せず課税しなかった経緯があった。

当然、債務者は債務免除を受けることができ、そこに経済的利益が生じることになる。しかし、収入金額に算入され課税されれば、債務免除益も意味がないものになる。債務者は弁済することが困難ということで債権者に債務免除を交渉するわけだから、その債務免除益に課税がなされない前提である。

改正前の所得税法基本通達 36-17 では、破産法の規定による破産手続き開始の申立て又は民事再生法の規定による申立てということは必ずしも条件ではない。倉敷青果荷受組合事件でも現役の理事でありながら、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると所轄税務署長は認めている。

倉敷青果荷受組合事件では、相続税法第 8 条には触れていないが、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合について規定がなされている。相続税法基本通達 7-4 では、「法第 7 条に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」とは、その者の債務の金額が積極財産の価額を超えるときのように社会通念上債務の支払が不能（破産手続開始の原因となる程度に至らないものを含む。）と認められる場合をいうものとする。」としている。これは社会通念上の破産手続開始の原因となる程度に至らない債務免除ということが解釈できる。そして、相続税法基本通達 7-5 では、「特に支障がないと認められる場合においては、債務超過の部分の金額を「債務を弁済することが困難である部分の金額」として取り扱っても妨げないものとする。」としている。債務超過の部分があれば、

その債務免除を認めると解釈される。

この相続税法基本通達7-4及び7-5の解釈から、通常一般人が想定するような資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合の民法519条による債権の放棄に対しては課税が行われないということに繋がる<sup>20</sup>。

倉敷青果荷受組合事件を含めて、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かについて判決がなされてきた。これらは、基本通達を含め法規定の曖昧さから、税務上の取扱いにおいて、債務免除益に課税がなされるという前提で、債務免除益の課税を回避するために主張されてきた。したがって、民法519条及び相続税法第8条の側面からの債務免除益の捉え方と改正前の所得税法基本通達36-17とで認識の違いが生じる。

しかし、改正後の所得税法第44条の2及び所得税基本通達44の2-1では、破産法の規定による破産手続き開始の申立て又は民事再生法の規定による申立てという条件が明記されたので、改正前の所得税法基本通達36-17よりも基準が明確になった。ただ、民法519条及び相続税法第8条における通常一般人が想定するものとは乖離するのではなかろうか。しかし、改正後の所得税法第44条の2及び所得税基本通達44の2-1によって問題が解消されたわけではない。所得税基本通達44の2-1の最後の箇所に、「認められるような場合」とされており、破産法とは関係なく、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合を債務者の財政状況によって認める余地もあると考えられる。

## (2) 租税負担力配慮の原則との関係

債権者が債権放棄をすれば、債務者からすれば、債務が免除され、そこに経済的利益が生じることになる。したがって、前述したように、民法第519条において、「債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示したときは、その債権は消滅する。」と規定されているように、債権者の意思表示がなければならない。

金子教授は、担税力とは、租税を負担する能力のことであり、租税公平主義のもとで、担税力に即した課税と租税の公平性及び中立性を要請しなければならないと述べている<sup>21 22</sup>。そして、税負担は担税力に即して配分されなければならない。富岡教授は、課税所得の概念構成及び計測にあたって、租税支払能力を配慮するとともに、租税負担力を配慮することが要請されると述べている<sup>23</sup>。

担税力と租税支払能力は、租税を負担する能力という点では同意である。しかし、富岡教授の租税負担力配慮の原則は、課税所得の概念構成及び計測、所得の発生要因と実態、その性格及び形成の形態等を考慮して、租税負担力に配慮するわけであり、租税を負担する能力だけではない。包括的に租税負担力を判断すると考えられる。

民法第519条では、債権者の債権放棄の意思表示がなされなければならない。単に債権と債務が相殺され消滅されるのではなく、課税の問題として一種の贈与とみなされ、課税がなされ

20 鳥飼貴司「債務免除(債権放棄)と課税：民法学理論に整合する税法解釈とは何か」『鹿児島大学法学論集』第47巻2号 2013年 197頁。

21 金子宏 前掲書 12頁。

22 金子宏 同上書 80頁。

23 富岡幸雄 前掲書 914頁。

るのである。放棄されても債権には価値があると捉え、課税がなされることになる<sup>24</sup>。

債権放棄にあたって、積極的な判断ではないかもしれないが、債権者には、担税力或いは租税負担力を有しているということは明らかである。財務状況に問題が生じない範囲で債権放棄をすることになる。

ただし、債権放棄をするならば、課税標準を抑えるべきである。債権者が法人であれば、法人税基本通達9-6-1にもとづいて、更正認可の決定、特別清算に係る認可の決定、法令の規定による整理手続きによらない関係者の協議決定、債務者の債務超過の状態等を勘案して、貸倒れとして損金の額に算入することを検討する<sup>25</sup>。ちなみに、法人税基本通達9-6-1に該当しなければ、法人税基本通達9-4-1及び9-4-2にもとづいて、経済合理性を有しない場合、寄付金として取扱うことになる。

一方、債務免除を受けたならば、債務者には債務免除益における経済的利益が生じることになる。当然、債権者の債権放棄の意思表示がなされたわけだが、通常、事前に債務者から債権者へ債務免除の交渉がなされるはずである。これは、債務者の財務状況が悪化していることから、担税力を有していないと言えよう。

倉敷青果荷受組合事件では、個人の債務者であるAが資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かということが問われた。そのため、改正前の所得税法基本通達36-17に焦点が当てられた。したがって、曖昧な箇所もあるため、民法第519条、相続税法第8条、相続税法基本通達7-4及び7-5を準用して解釈した。これは、包括的に租税負担力について判断しているといえる。要は、富岡教授の租税負担力配慮の原則にもとづいている。前述したように、倉敷青果荷受組合事件による債務免除益の48億3,682万1,235円という金額、資金運用の失敗、適切な報酬金額の裏付け、組合の私物化等を考慮すれば、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると判断ではなかろうか。

改正後の所得税法第44条の2及び所得税基本通達44の2-1では、具体的に破産法の規定による破産手続き開始の申立て又は民事再生法の規定による申立てという条件が前提であることから、担税力という点に焦点を当てすぎて、債務免除益における経時的利益を包括的に捉えることが困難になったと解釈される。

そして、法人が債務免除を受けたならば、個人の場合と同様に、債務者は債務免除益における経済的利益として課税がなされる。その際、益金の額から損金の額を控除した所得となる。したがって、債務免除益によって課税所得が増加することになる。課税標準を抑えるならば、繰越欠損金を利用することになる。法人の債権者であるため、この点は個人と取扱いが異なる。

富岡教授は、「これら税務上において、特別に課税除外益金として扱われている受贈益および債務免除益は、法人税法における益金の額の計算に関する規定の構成においては特例事項として扱われているが、その内容においては、税務上の益金の概念構成においては、その特異な性格を形成するものとして重要な地位を占めているものと考えられる。」と述べている<sup>26</sup>。このように、債務免除益における経済的利益は、課税がなされることが前提であるが、個人であ

24 鳥飼貴司 前掲論文185頁。

25 個人の債権者が債務放棄をする場合、基本的には課税の問題は生じない。

26 富岡幸雄 前掲書 923頁。

れば、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるならば課税はなされない。ただし、この判断について、所得税法第44条の2及び所得税基本通達44の2-1の規定のみを準用することには懸念がある。債務を弁済することの困難さには、様々な要因があり、課税所得の概念構成及び計測、所得の発生要因と実態、その性格及び形成の形態等を考慮しなければならない。したがって、租税負担力配慮の原則によって、包括的に債務免除益の事実を検討して判断すべきと考える。

## おわりに

倉敷青果荷受組合事件では、Aが度重なる借入れによる債務免除益における経済的利益について所得税法第28条1項の賞与又は賞与の性質を有する給与に該当すると最高裁判所は判決を下した。そして、倉敷青果荷受組合が主張する錯誤無効についても問われた。最高裁判所は、倉敷青果荷受組合とAの雇用契約に類する役務の対価として、功劳への報酬等の観点をも考慮して臨時的に付与された給与とみなすべきと述べている。第一審を含め控訴審では、納税者側の倉敷青果荷受組合の勝訴であったが、覆されることとなった。

事実の詳細にもとづくことは当然であるが、改正前の所得税法基本通達36-17において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かを問うことに焦点が当てられた。しかし、本件債務免除益の48億3,682万1,235円という金額的妥当性、Aの対価に対する適切な報酬金額、Aの資力喪失による債務弁済能力等を考慮すれば、賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するとは言い難い。Aの個人的借入による資金調達で、その運用に失敗したために、債務弁済が困難になったとしか言えない。したがって、最高裁判決について個人的に妥当性はないと考えている。

平成26年の税制改正によって、改正前の所得税法基本通達36-17は、所得税法第44条の2が規定されたことによって削除されたが、所得税基本通達44の2-1では、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難という意義について、具体的に破産法の規定による破産手続き開始の申立て又は民事再生法の規定による申立てという条件が前提となった。これは、担税力という点に焦点を当てすぎではなかろうか。この条件によれば、狭義での判断になってしまう。

債務免除益における経済的利益の事実にもとづいて、租税負担力配慮の原則によって、富岡教授が主張するように、課税所得の概念構成及び計測、所得の発生要因と実態、その性格及び形成の形態等を考慮して包括的な検討が必要と考える。



〔参考文献〕

- ・金子宏『租税法〔第17版〕』弘文堂 平成24年.
- ・川田剛『十一訂版租税法入門』一般財団法人大蔵財務協会 平成27年.
- ・佐藤孝一『裁判所の視点最近の税務訴訟』財団法人大蔵財務協会 平成9年.
- ・富岡幸雄『税務会計学原理』中央大学出版部 2004年.
- ・富岡幸雄『新版税務会計学講義』中央経済社 2010年.
- ・鳥飼貴司「債務免除（債権放棄）と課税：民法学理論に整合する税法解釈とは何か」『鹿児島大学法学論集』第47巻2号 2013年.
- ・中里実, 弘中聡弘, 渕圭吾, 伊藤剛志, 吉村政穂編著『租税法概説〔第3版〕』有斐閣 2018年.
- ・増井良啓『租税法入門〔第2版〕』有斐閣 2018年.
- ・増井良啓「租税法研究会第130回 債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）」『ジュリスト』No.1315 2006年7月1日.
- ・増井良啓「租税法研究会第131回 債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（下）」『ジュリスト』No.1317 2006年8月1-15日.
- ・増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』成文堂 2019年.
- ・湯淺 豊生「債務免除益と所得の区分に関する一考察」『大分大学経済論集』第72巻1号 2020年.
- ・渡辺充「債務免除益と認定賞与」『旬刊速報税理』2015年4月1日号.
- ・渡辺充「債務免除益と認定賞与～その2・最高裁判所逆転判決～」『旬刊速報税理』2016年1月1日号.
- ・国税庁個人課税課「平成26年度税制改正に伴う所得税基本通達等の主な改正事項について」国税庁 平成26年7月8日.
- ・裁判所 HP「平成26年（行ヒ）第167号納税告知処分等取消請求事件」  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/364/085364\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/364/085364_hanrei.pdf)（最終検索日：2021年9月27日）
- ・裁判所 HP「平成29年（行ヒ）第209号納税告知処分等取消請求事件」  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/998/087998\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/998/087998_hanrei.pdf)（最終検索日：2021年9月27日）
- ・国税庁 HP「No.4424 債務免除等を受けた場合」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4424.htm>（最終検索日：2021年7月8日）
- ・クラカグループ HP「クラカグループ沿革」  
<https://kuraka-g.com/gaiyou/enkaku.html>（最終検索日：2021年4月28日）

